第 60 号議案

町及び字の区域の変更の件 次のとおり町及び字の区域を変更する。

令和2年9月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

宅地造成に伴うもの

西神住宅第2団地(西区)

	変	更前	変更後	備考
町	小字	地番	町	/佣 石
櫨谷町	大谷	50 Ø 26, 50 Ø 27, 50 Ø	井吹台	1 変更前の欄の
池谷		28, 50 Ø 29, 50 Ø 62,	北町 3	区域に介在する
		50 の 78, 77 の 6	丁目	道路及び水路の
	城ヶ谷	145 Ø 3 , 145 Ø 4 , 145		一部は、変更後
		の 5 , 145 の 20, 145 の		の欄の区域に編
		27, 145 Ø 34, 145 Ø 45,		入する。
		156 Ø 1 , 157		2 変更前の欄の
	山ノ谷	228 Ø 8 , 228 Ø 9 , 228		地番は、令和2
		の 33, 228 の 34, 228 の		年7月 14 日現
		35, 228 Ø 56, 228 Ø 59,		在の地番であ
		228 Ø 64, 228 Ø 71, 239		る。
		Ø 2, 240 Ø 1, 241, 242		
		01, 243, 244 02, 311		
		03, 311 06, 311 09		
	光松	318 Ø 1 , 319 Ø 9 , 319		
		の 11, 319 の 16		
櫨谷町	五ケ谷	29 0 3, 29 0 4, 29 0	井吹台	
福谷		10, 29 Ø 17, 29 Ø 18,	北町 5	
		29 O 19, 29 O 23	丁目	
	縁谷	159, 160, 161, 162, 162		

_	
	\emptyset 1, 162 \emptyset 2, 163 \emptyset 1,
	164 Ø 1 , 167 Ø 5 , 168
	\emptyset 3, 168 \emptyset 4, 168 \emptyset 5,
	168 Ø 6 , 168 Ø 7 , 168
	168 Ø 11, 168 Ø 11 Ø 1,
	168 Ø 12, 168 Ø 13, 168
	の 14, 168 の 15, 168 の
	16, 168 Ø 17, 168 Ø 18,
	168 Ø 19, 168 Ø 20, 168
	の 21, 168 の 22, 168 の
	24, 168 Ø 25, 168 Ø 26
三ツ松	169, 170, 171 O 1, 172
	01, 177 01, 177 02,
	177 Ø 3 , 177 Ø 12, 177
	の 14, 185 の 1, 186,
	187, 188, 189, 190, 191,
	192, 193, 194, 195, 196,
	197, 198・198の1合併,
	199
口縁谷	200
助廣	339 Ø 3 , 339 Ø 4 , 339
	の 5 , 339 の 10, 339 の
	11, 339 Ø 12, 339 Ø 13,
	339 Ø 14, 339 Ø 15, 339
	∅ 16, 339 ∅ 24, 339 ∅
	26, 339 Ø 27, 339 Ø 28,
	339 Ø 29, 339 Ø 30, 339
	の 31, 339 の 32, 339 の

		33, 339 Ø 34, 339 Ø 36,
		339 Ø 37, 339 Ø 38, 339
		の 49, 339 の 55, 339 の
		58
櫨谷町	櫨谷	1242 Ø 50, 1242 Ø 68
寺谷		
櫨谷町	小谷	19 Ø 1 , 19 Ø 12
池谷	大谷	50 D 2, 50 D 3, 50 D
		4, 50 Ø 25, 50 Ø 37, 50
		Ø 38, 50 Ø 42, 50 Ø 43,
		72 0 1 , 73 0 1 , 74, 74
		Ø 2

(議案参照図)

理 由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、議会の議決 を経る必要があるため。 (参 考)

地方自治法 ぬきがき

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2,3略

議案参照図 西神住宅第2団地(西区)町字区域変更図

